

私立学校経常費補助金に係る事業計画書の記入方法について

1 「1 補助金交付予定額」欄について

補助金交付予定額は、「2 学校別補助金交付予定額」欄に記載した各学校の補助金交付予定額の合計を記入する。また、金額の頭には、¥を記入する。

2 「2 学校別補助金交付予定額」欄について

- (1) 高等学校は、学校別かつ課程（全・定時制）別に、中学校・小学校・幼稚園は、学校別に、「3 経費別補助金交付予定額」欄の「総額A」欄に記載した金額をそれぞれの項目ごとに記入する。
- (2) 「合計」欄は、各項目毎の合計を記入する。

3 「3 経費別補助金交付予定額」欄について

- (1) 高等学校は、学校別かつ課程（全・定時制）別に、中学校・小学校・幼稚園は、学校別にそれぞれ1枚ずつ作成する。
- (2) 「①予算額」欄には、令和6年度の予算書上の金額をA～Gの各支出区分ごとに記入する。ただし、教育研究経費支出、管理経費支出、設備関係支出については、次の支出科目の予算額の合計を記入する。

① 教育研究経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出（土地及び建物に対するものを除く。）、公租公課支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出、生徒活動補助金支出
ただし、幼稚園については、上記支出科目のほかに、行事費支出及び研究費支出を含める。

② 管理経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、修繕費支出

③ 設備関係支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出、図書支出

- (3) 「②欄」は、①欄のうち経常費補助金の補助の対象とならない額を記入する。

（例） 国庫補助金（理振、産振、高機能化設備等）及び東京都・区市町村等地方公共団体、私学財団等からの他の補助金の対象となる経費の額

- (4) 「④補助金交付予定額」欄の「総額A」欄には、各学校における令和6年度予算書の補助金収入のうち、東京都が交付する私立学校経常費補助金収入として計上した額を記入する。

B～Gには「総額A」の金額を各支出区分にどのように配分し、執行する予定であるかを記入する。

Eの $\frac{E+G}{A} \times 100 =$ (%) には、補助金総額に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の

構成割合（小数点第2位以下四捨五入）を記入する。なお、この数字は「要綱」第7に基づき 15%以上 でなければならない。

- (5) 「備考」欄には、「②欄」に補助の対象とならない経費として記載した額のうち他の補助金の補助対象となるものについて、当該他補助金の名称を記入する。